

薬第671号の2
令和4年3月31日

各市町村長 様

岐阜県健康福祉部長

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第25条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第2の1(1)及び2(1)に規定する問診等について」の一部改正について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省から通知がありましたのでご承知
おき願います。

岐阜県健康福祉部			
薬務水道課生産指導監視係			
係長	青木	担当	林
所在地	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1		
TEL	058-272-8285		
FAX	058-271-5731		